

★市からのお知らせ

募集

会計年度任用職員
(専門職員) 募集

職種母子・父子・婦人相談員、介護支援専門員、児童クラブ指導員、まちづくり専門員、道路河川監督員、小学校給食栄養士、下水道施設維持管理員等

※障害により会場等の配慮が必要な場合は、申し込み前に必ず人事課にご相談ください。

採用日 11月1日
選考方法 作文・面接試験
試験日 9月18日(金)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期する場合があります。

募集要項・履歴書 9月14日(月)まで人事課(本庁舎3階)で配布又はHPからダウンロード

申請履歴書に必要事項を明記し、9月14日(必着)までに郵送又は直接人事課へ

※受験資格等詳細は募集要項をご確認ください。

問 人事課

都営住宅入居者募集

住宅種別と募集戸数
ポイント方式による募集(家族向けのみ)

○ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯

○車いす使用者世帯 1千275戸
○単身者 245戸
○シルバークリア(単身者) 52戸
○シルバークリア(二人世帯) 13戸

住宅 募集地区都全域 70戸

※詳細は募集案内をご覧ください。

募集案内・申込書の配布
日 8月17日(月)～25日(火)

★8月17日(月)午前9時～25日(火)午後6時は、東京都住宅供給公社ホームページから募集案内・申込書をダウンロードできます。

申 郵送で8月28日(必着)までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへ

※ポイント方式による募集については、同日午後6時必着

問 募集内容について 同センター(申込期間中は ☎0570-010-810、申込期間外は ☎03-3498-8894、午前9時～午後6時)、配布場所について 市・環境・住宅課(いずれも土・日曜日を除く)

福祉

特別障害者・障害児福祉・経過的福祉・特別児童扶養手当受給者のかたへ

受給者のかたには現況届を送付しています。

現況届に必要な事項を記入・押印し、できるだけ郵送で障害支援課(いきいきプラザ1階)へ提出してください。

期日までに提出されない場合は手当の支給が停止になりますのでご注意ください。

なお、現況届が届いていないかたはお問い合わせください。

提出期限(消印有効)
○特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当 9月11日(金)

特別児童扶養手当 9月4日(金)

特別障害者手当の新規申請
次の①又は②に該当する20歳以上で日常生活において常時特別の介護を必要とするかたは、要件等詳細をお問い合わせのうえ、申請してください。

①身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度程度で、障害が重複するかた

②①と同等の疾病、精神障害のかた

障害児福祉手当の新規申請
次の①又は②に該当する20歳未満で日常生活において常時介護を必要とするかたは、要件等詳細をお問い合わせのうえ、申請してください。

①身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度程度の障害をお持ちのかた

②①と同等の疾病、精神障害のかた

特別児童扶養手当の新規申請
次の①又は②に該当する20歳未満の児童を監護している父母又は養育者は、要件等詳細をお問い合わせのうえ、申請してください。

①精神の発達が遅滞している又は精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとき

②身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき

問 障害支援課

○心身障害者医療受給者証(障害受給者証)の更新・新規申請

更新のかた
9月1日(火)から使用できる新しい受給者証を8月末に郵送します。

旧受給者証は9月1日以降に郵送又は直接障害支援課

(いきいきプラザ1階)へ返却してください。

なお、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証をお持ちで、本人の住民税が課税のかたは、受給者証は受けられません。

また、加入している健康保険証が変わった場合は届け出が必要で、新規のかた

申請時に次のすべての要件を満たすかたは、障害支援課へ申請してください。

○市内在住の65歳未満のかた

○身体障害者手帳1・2級のかた(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害については3級のかたを含む)、愛の手帳1・2度のかた又は精神障害者保健福祉手帳1級のかた

○健康保険に加入しているかた(被扶養者を含む)

○医療費が公費負担となる施設に入所していないかた

○前年の所得(総所得から制度の各種所得控除後の所得額)が左表の所得制限基準額以下のかた

※20歳以上のかたは本人の前年の所得、20歳未満のかたは、国民健康保険の世帯主又は社会保険加入者の前年の所得が対象となります。

○印鑑、健康保険証、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳

※詳細は問い合わせ先へ

所得制限基準額	
扶養親族の数	基準額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円

※扶養親族等1人につき38万円を加算します。

頑張る市内事業者を支援します

市では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた市内経済の活性化に向け、経済対策を行っています。

8月7日(金)現在の情報です。最新情報はホームページでご確認ください。

東村山応援金を最大50万円に増額

新型コロナウイルス感染拡大により、売上げの減少等事業活動に影響を受けた又は受けている企業等および農業者を対象に、事業全般に活用できる「東村山応援金」を給付しています。

このたび、応援金の上限額を20万円から50万円に増額しました。

人主たる事務所・事業所等の所在地が市内にある事業者

※フリーランスを含む個人事業者、法人事業者いずれも対象で、業種は不問です。また、医療法人・社会福祉法人・NPO法人等も対象です。※事業の詳細・申請方法等は東村山市商工会ホームページでご確認ください。

問 東村山市商工会コールセンター(☎394-0511)

住宅修繕費補助制度の追加募集

市では、市民のかたが市内の施工業者により住宅の修繕工事を行った場合、その経費の一部を補助する「住宅修繕費補助制度」を行っています。

今年度は申請枠を拡大し、追加募集を行います。

人次のすべてに該当するかた

○市内在住で、平成31年1月1日から現在まで対象住宅を所有しているかた
○補助対象工事を市内の施工業者で行うかた

○市税を完納しているかた
○対象工事について、市又は他の地方公共団体から補助等を受けていないかた

補助対象

○申請者が居住している持ち家(マンションは専用部分)の住宅の修繕・増築・改修に伴う耐震工事等、住宅機能の維持・向上のための工事
○消費税を除く契約金額が20万円以上で、7月6日以降に着工し、令和3年3月31日までに完了報告の提出ができる工事

※1住宅につき1回のみ

補助金額 契約金額の5%で上限10万円(1千円未満は切り捨て)

※必要書類等詳細はHPをご確認ください。

申 8月17日(月)以降に、直接産業振興課(北庁舎1階)へ

問 産業振興課

緊急対策特別資金融資制度の受付

市では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける事業者へ、期間限定で「緊急対策特別資金」を特別融資として開設しています。受付期間を9月30日(火)まで延長しました。詳細はHPをご確認ください。

問 産業振興課

★そのほかにも、国の生産性革命推進事業を活用する中小企業等を対象に、負担額の全部又は一部を市が支援する中小企業等事業継続補助事業の募集を開始しました。申請方法等詳細は東村山市商工会(☎394-0511)へお問い合わせください。

